一(1)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　エビス谷川
(1)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県江津市跡市町
五七四番二　一号及び二号
三五七五番一　三号
三五七六番一　四号から六号まで
五七七番　七号
五八九番三　八号及び九号
五七五番三　十号及び十一号
五七五番七　十二号及び十三号
二(1)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　正応寺川
(1)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県出雲市稗原町
字市森　二九三八番一　一号
　二九四八番一　二号
　二九四六番一　三号
四七二七番一　四号及び五号
四七二八番一　六号
四七三四番一　七号
四七三四番四　八号から十号まで
四七三四番四　十一号及び十二号
地先水路敷
二九四九番二　十三号
地先水路敷
二九三九番五　十四号
地先水路敷

○国土交通省告示第二百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成三十年二月二十八日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　正応寺川
二　砂防法第二条の土地の表示
　平成二十八年国土交通省告示第七百四十九号で指定した土地の区域

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。
平成三十年二月二十八日
観光庁長官　田村明比古
一　登録年月日　平成三十年二月六日
二　登録番号　第五十七号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社　エイチ・アイ・エス
四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号　住友不動産新宿オークタワー二十八階
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
六　法人にあってはその代表者の氏名　澤田　秀雄

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問主意書（柿沢未途提出）
自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問主意書（松平浩一提出）

参議院

質問主意書転送

二月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二一一号）
生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二一二号）
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二一四号）
厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書（川田龍平提出）（第二一五号）

人事異動

内閣府

石原　邦夫　北詰　恵一　佐藤　主光
谷口　綾子　根本　祐二　柳川　範之
民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（各通）（二月二十五日）
（経済産業省大臣官房付）　経済産業技官　田中　哲也
内閣府技官（参事官（イノベーション創出環境担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））に併任する
（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　堀野　晶三
内閣府事務官（参事官（イノベーション創出環境担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））に併任する（以上二月二十六日）

法務省

検事　村松　秀樹
平成三十年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
同　松井　信憲
平成三十年度司法書士試験委員の併任を解除する
同　村松　秀樹
平成三十年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する
同　野口　宣大
平成三十年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
平成三十年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日までとする
同　松井　信憲
平成三十年司法試験考査委員の併任を解除する
平成三十年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上二月二十六日）

○官吏死亡
徳島地方検察庁検事徳田慧一朗は、一月十七日死亡

最高裁判所

○定年退官
簡易裁判所判事薩川秀行は二月二十一日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドミニカ共和国の独立記念日につき、二月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年２月21日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成30年２月28日
仙台法務局長　秦　愼也
記
氏名　櫻井　星男
所属する司法書士会　宮城県司法書士会
登録番号　宮城第256号
事務所の所在地　宮城県塩竈市海岸通９番５号ビルナウ２　２Ｆ
違反行為　受託事件の放置

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成３０年（家）第７００６１号
千葉県習志野市大久保１丁目20番３号
申立人　篠宮　秀雄
本籍東京都品川区南品川４丁目487番地、最後の住所東京都品川区南品川４丁目15番11号、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡年月日平成29年12月15日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和37年８月10日、職業運送業
被相続人　亡　篠宮　栄治
事務所東京都千代田区六番町15番２号　鳳翔ビル３階Ａ　みつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　真一
東京家庭裁判所